

2017.12.01

労災リスク・インフォメーション <No.25>

第13次労働災害防止計画の検討概要について

1. はじめに

「労働災害防止計画」とは、労働災害を防止するために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画であり、昭和33年を初年とする「第1次労働災害防止計画」以来、5年毎に策定されている。現在の「第12次労働災害防止計画」は、平成25年度から平成29年度までの5ヵ年間の計画期間としていることから、本年度、次期中期計画の策定に向け厚生労働省の諮問機関である労働政策審議会の分科会を中心に検討が進められている。

平成30年度からスタートする「第13次労働災害防止計画」は、平成30年度～平成34年度まで5ヵ年間の計画となるが、計画策定に向けた論点が2017年9月14日付けで厚生労働省より公表されている。

本稿では、第12次労働災害防止計画下における労働災害の発生状況を分析するとともに、「第13次労働災害防止計画」の論点を、厚生労働省発表資料を基にポイントを整理したうえで紹介する。

2. 第13次労働災害防止計画における8つの柱（案）と具体策

第13次労働災害防止計画については、現状を踏まえ以下(1)～(8)までの8つの柱（案）が出されており、それぞれの柱に対し、具体策の検討が進んでいる。

(1) 死亡事故の撲滅を目指した対策の推進

- ① 重点業種案：建設業、製造業、林業
- ② 対策案：a. 建設業における墜落・転落防止対策
b. 製造業における施設、設備、機械に起因する災害防止対策
c. 林業における伐木作業の安全対策
d. 高経年設備の点検・補修・更新の基準の検討など

(2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進

- 対策案：a. 企業における健康確保措置の推進など労働者の健康確保対策の推進
b. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
c. 非正規労働者の安全衛生の実態把握と対策の充実
d. 過労死等の労災請求事案の調査研究

(3) 就業構造の変化および働き方の多様化に対応した対策の推進

- ① 重点業種案：第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）、陸上貨物運送事業
- ② 対策案：a. 第三次産業での安全衛生活動を現場に浸透させる方策の検討等
b. 陸上貨物運送事業での基本的な安全対策の徹底等
c. 転倒災害の防止、腰痛予防等の業種横断的な対策
d. 高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者対策

(4) 傷病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

- 対策案：a. 企業と医療機関のさらなる連携の強化
b. 傷病を抱える労働者を継続的に支援する人材の育成強化
c. 傷病の種類に対応した企業取組への技術的支援強化

(5) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進

- 対策案：a. 化学物質による健康障害防止対策
 b. 石綿による健康障害防止対策
 c. 受動喫煙防止対策
 d. 電離放射線による健康障害防止対策
 e. 粉じん障害防止対策

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 対策案：a. 安全衛生に関する企業における役員関与の推進
 b. 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
 c. 企業単位での安全衛生管理体制の検討
 d. 業界団体における安全衛生に関する取組に対する業所管官庁との連携
 e. 中小規模事業場に対する災害防止団体を通じた支援等

(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- 対策案：a. 元方事業者等による健康確保対策
 b. 労働安全・労働衛生コンサルタント等事業場外専門人材の活用

(8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

- 対策案：a. 高校・大学等と連携した安全衛生教育の実施
 b. 危険体感教育の推進、調査研究に基づく施策の推進等

今回のレポートでは、災害発生状況より特に課題があると考えられる(1)～(3)の項目を中心に、以下の通り説明していく。

3. 第13次労働災害防止計画の重点業種（建設業、製造業、陸上貨物運送事業、第三次産業、林業）

第12次労働災害防止計画下では、以下表1に記載の4業種（建設業、製造業、陸上貨物運送事業、第三次産業）を重点業種として指定し、それぞれの業種に対し具体的目標および主要施策を定めていたが、死傷者数でみれば、重点業種で一定改善はみられるものの全体の中で大きなウェイトを占めることから、第13次労働災害防止計画においても引き続き4業種を重点業種として指定するとともに、平成24年比で死亡事故が増加している「林業」を、新たに重点業種に指定することを計画している。

表1 第12次労働災害防止計画下での重点業種対策

対 策	目 標	主要施策（抜粋）
第三次産業対策	小売業 死傷者数を20%以上減少	○小売業等の実態に即した安全衛生管理体制の構築と検討 ○介護施設の腰痛・転倒防止対策の推進
	社会福祉 死傷者数を10%以上減少	
	飲食店 死傷者数を20%以上減少	
陸上貨物運送事業対策	死傷者数を10%以上減少	○荷役作業中の労災防止の徹底
建設業対策	死亡者数を20%以上減少	○足場、はしご、屋根等様々な場所からの墜落・転落災害対策の推進
製造業対策	死亡者数を5%以上減少	○機械設備の本質安全化

（厚生労働省「第12次労働災害防止計画」を基にインターリスク総研作成）

(1) 死亡災害の発生状況から見た重点業種（建設業、製造業、林業）

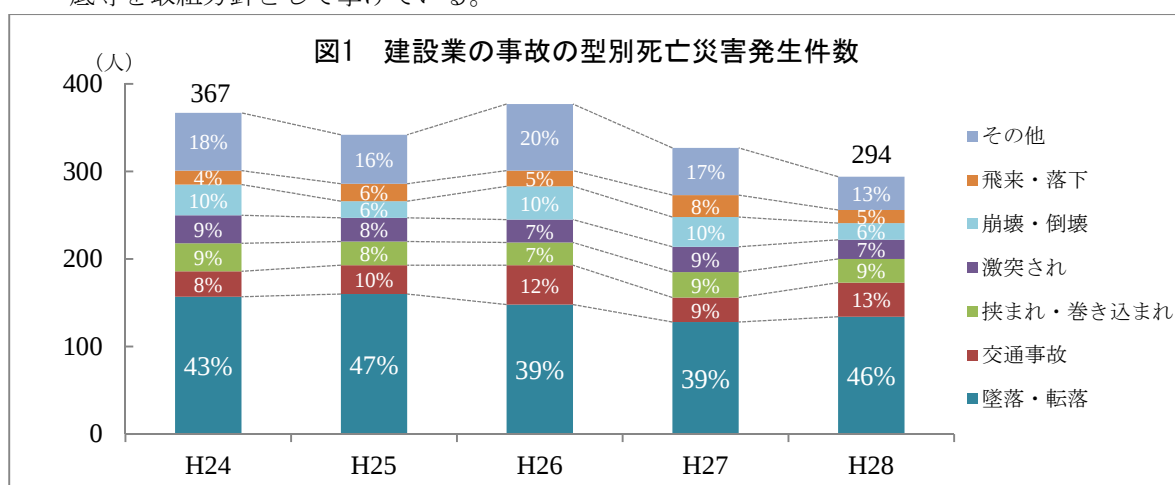
死亡者数は、平成24年の1,093人から平成28年には928人に減少しており、全業種でみれば平成24年比で15.1%減少している。第12次労働災害防止計画において重点業種として取り組んできた「建

設業」「製造業」は、「建設業」で19.9%減、「製造業」で11.1%減となっているものの、この2業種で依然として死亡者数合計の半数以上を占めており課題を残す結果となっている。また、林業では、平成24年比で10.8%増となっており、第13次労働災害防止計画では、死亡災害の発生状況より「建設業」「製造業」「林業」の3業種を重点業種としているが、今回のレポートでは、第12次労働災害防止計画より課題を残す「建設業」と「製造業」の2業種について取り上げることとする。

① 建設業

- a. 建設業では事故の型別でみると「墜落・転落」が最も多く、次いで「交通事故」となっている。なお、「墜落・転落」による平成28年の死亡者数は、平成24年比14.7%減少しているが、依然として建設業全体の40%以上を占めている（図1参照）。

建設業の第13次労働災害防止計画における災害防止対策としての検討では、ハーネス型安全帯の使用の原則化、解体工事における安全対策の検討、2020年東京オリンピック・パラリンピック協議大会の大会施工工事におけるメンタルヘルス対策の徹底を含めた安全衛生対策の徹底等を取組方針として挙げている。



（厚生労働省「労働災害の発生状況の分析等」を基にインターリスク総研作成）

- b. 建設業における墜落・転落災害防止に向けた取り組みとしては、以下の対策が挙げられる。

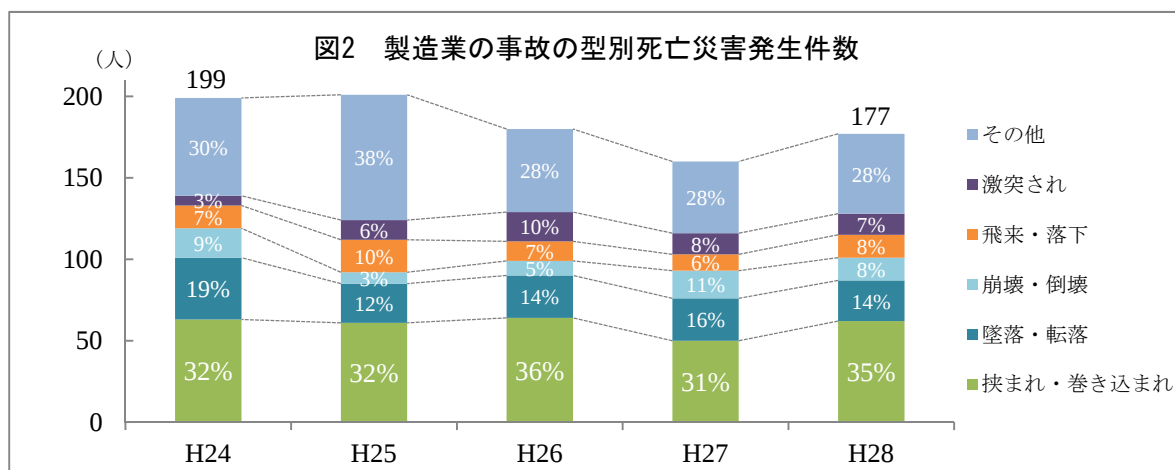
- 足場の組立・解体等の作業に労働者を就かせるときは、特別教育を実施する。
- 足場の設置において、手すり先行工法を採用する。
- スレート屋根等の上での作業は、歩み板、防網等を設ける。
- 屋根等の狭い場所で、足場の設置が困難な場合には、親綱を屋根下方から張り、屋根上で安全帯を使用できるようにする。
- はしごの昇降時には、安全ブロックを使用する。

上記の取り組みが確実に行われるように、経営トップによる安全パトロールが実施されるなど、災害防止を経営課題として捉える事例も見られる。

② 製造業

- a. 製造業を中分類でみると、死亡災害では金属製品製造業が最も多く、次いで食料品製造業、鉄鋼業の順となっている。死傷災害では食料品製造業が最も多く、死傷災害の全体の約3割を占めている。事故の型では「挟まれ・巻き込まれ」が最も多く製造業における死亡災害の30%以上を占めている（図2参照）。

製造業の第13次労働災害防止計画における災害防止対策としての検討では、危険性の高い機械等の製造時のリスクアセスメントの実施と残留リスクの提供の検討、残留リスク対策の実施等一定の要件を満たす機械等に対する危険防止基準の特別措置の検討等を取組方針として挙げている。



(厚生労働省「労働災害の発生状況の分析等」を基にインターリスク総研作成)

b. なお、製造業における挟まれ・巻き込まれ災害防止に向けた取り組みとしては、以下の対策が挙げられる。

- 柵や覆いなどのガードを設けて、機械の可動範囲に身体の一部が入らないようにする（隔離の原則）。
- インターロック機能などにより、機械が停止しているときだけ機械の可動範囲に身体の一部が入ることを許容する（停止の原則）。
- 機械設備に不具合が生じた場合、作業者に“止める、呼ぶ、待つ”を徹底させる。
- 機械設備の点検時などの非常時作業時には、動力源のスイッチを切り、遮断したスイッチ等の操作ができないよう、鍵などの装置により固定する（ロックアウト）。
- 上記のロックアウトに加えて、スイッチの操作を禁止することを目的として札を設ける（タグアウト）。
- 安全装置が無効化されていないこと（正常に機能すること）を、管理監督者が定期的にパトロールなどで確認する。

上記の取り組みが確実に行われるように、管理者や職長を1か所に集め、安全管理の手法や指示・伝達の仕方の項目を習得する事例など、全社横断的な取り組み例も最近では見られるようになっている。

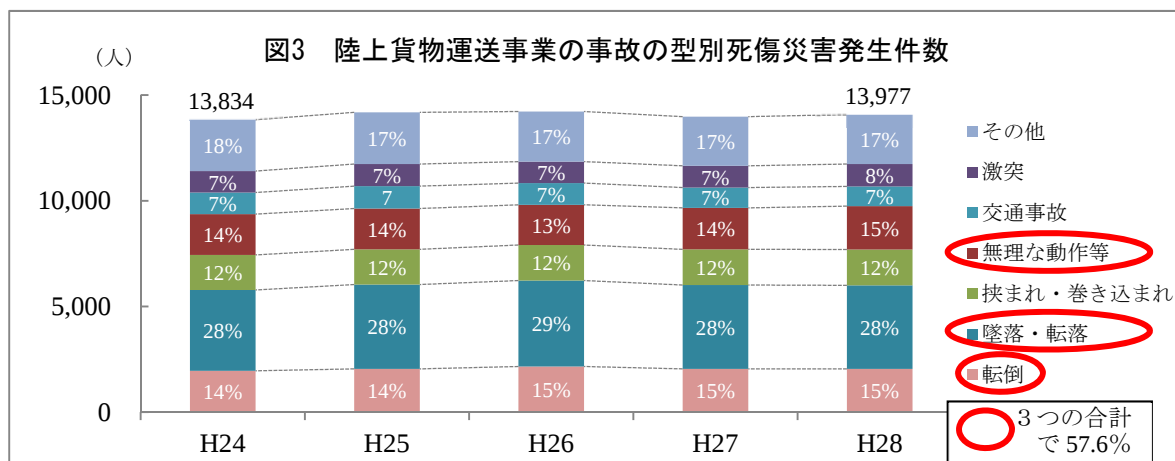
(2) 死傷災害の発生状況から見た重点業種（陸上貨物運送事業、第三次産業）

死傷者数は、平成24年の119,576人から平成28年には117,910人に減少しており、全業種でみれば平成24年比で1.4%減少している。一方で、第12次労働災害防止計画において重点業種として取り組んできた「陸上貨物運送事業」「第三次産業（小売業）、（社会福祉施設）、（飲食店）」は、「陸上貨物運送事業」で1.0%増となっており、第三次産業の「小売業」では2.6%増、「社会福祉施設」で27.8%増、さらに「飲食店」では9.5%増と重点業種では死傷災害が増加傾向にある。このことから、第13次労働災害防止計画でも同業種を重点業種として掲げ取り組むこととしている。

① 陸上貨物運送事業

- a. 陸上貨物運送事業では、平成24年比で1.0%増となっているが、この間に雇用者数は4.3%増加したため、千人率でみると平成24年の8.44から平成28年には8.17と減少している。事故の型別でみると荷台等からの「墜落・転落」、「転倒」や腰痛等の「無理な動作等」が多くこの3つで全体の57.6%を占めている（図3参照）。

陸上貨物運送事業の第13次労働災害防止計画における災害防止対策としての検討では、保護帽の着用等の基本的な安全対策の徹底、荷役作業従事者の教育についての検討等を取組方針として挙げている。



(厚生労働省「労働災害の発生状況の分析等」を基にインターリスク総研作成)

b. 陸上貨物運送事業における墜落・転落、転倒、無理な動作等に関する災害防止に向けた取り組みとしては、以下の対策が挙げられる。

<墜落・転落防止>

- 車両の荷台への昇降時には、昇降設備を使用する。
- 荷や荷台への昇降は、三点確保を実行する（手足の4点のうち、どれか1点を動かすときは、必ず残り3点を確保すること）。
- タンクローリーなどの給油作業のように、タンクの上部に登って作業を行う際には、可能な限り、施設・設備側に安全帯取り付け設備（親綱、フック等）を設置する。

<転倒防止>

- 床面を防滑加工する。防滑用の安全靴を組み合わせれば、さらに効果は高くなる。
- 床面の凹凸を可能な限り少なくする。凹凸を完全に除去できない場合は、床面表示により、注意喚起を行う。
- 両手で荷を持つと両手が塞がれ、わずかなつまずきでも転倒しやすくなるため、できるだけ台車等を使用する。

<無理な動作等の防止>

- 荷役作業を行う前に準備運動を行う。
- 重量の重い荷は、2人以上で扱う。また、できるだけ台車を使用する。
- 中腰の作業姿勢や、腰をひねる動作を行わない。

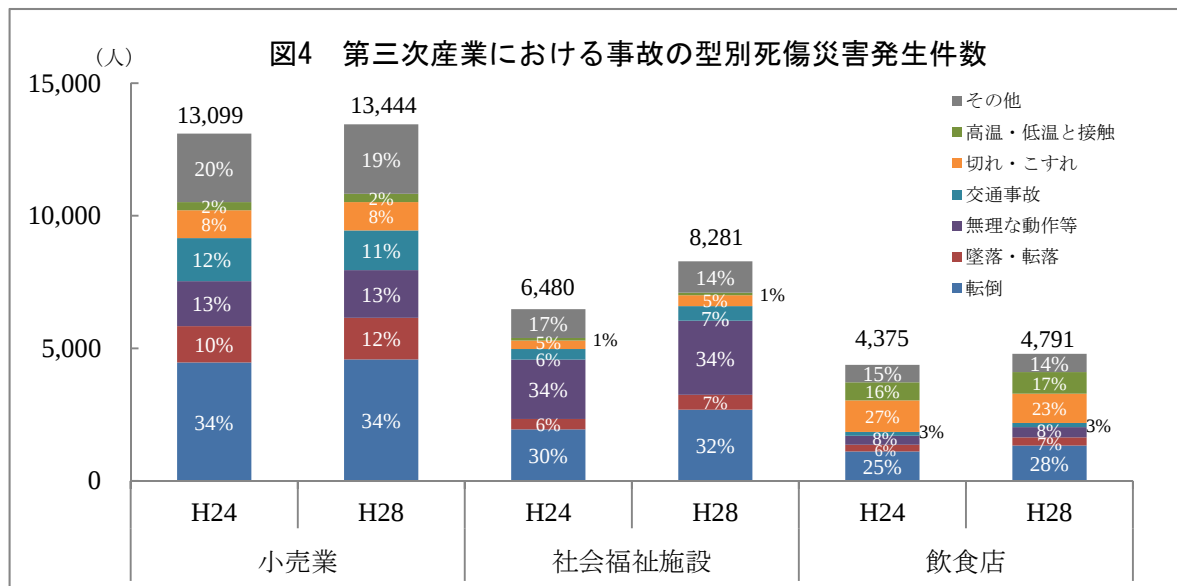
上記の取り組みが確実に行われるように、管理者とドライバーや作業者の間のコミュニケーションを良好にすることを目的に、ノンテクニカルスキル習得のための研修などの事例も見られる。

② 第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）

a. 小売業では、平成24年比で2.6%増となっているが、この間に雇用者数は5.8%増加したため、千人率でみると平成24年の2.24から平成28年には2.17と減少している。事故の型別でみると「転倒」や腰痛等の「無理な動作等」が多い。

社会福祉施設では、平成24年比で27.8%増となっているが、この間に雇用者数は20.2%増加したため、千人率でみると平成24年の1.99から平成28年には2.11と増加している。事故の型別でみると腰痛等の「無理な動作等」や「転倒」が多く、この2つで66.2%を占めている。飲食業では、平成24年度比で9.5%増となっているが、この間に雇用者数は7.5%増加したため、千人率でみると平成24年の1.76から平成28年には1.79と微増している。事故の型別でみると「転倒」や「切れ・こすれ」が多く、次いで調理中の火傷などの「高温・低温のものの接触」が多くなっている（図4参照）。

これら第三次産業における第13次労働災害防止計画における災害防止対策としての検討では、企業単位による安全衛生管理や現場に安全衛活動に浸透させる方策の検討、業界団体による自主的な取組を推進するための人材・組織整備の支援、専門家による支援、介護機器等の導入促進等を取組方針として挙げている。



(厚生労働省「労働災害の発生状況の分析等」を基にインターリスク総研作成)

б. 第3次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）における災害防止に向けた有効な取り組みとしては、以下の対策が挙げられる。ここでは、上記の業種において、転倒災害が共通して多いことから、転倒災害防止対策の例を示す。

- 床面の水や油は除去するなど、清掃を徹底する。
- 通路には不要な物品を置かないようにする。
- 通路の凹凸や損傷はすぐに補修する。
- 滑り止め用のマットを設置する。
- 床面配線を行わない。床面配線とする場合には、カバーなどで配線を覆う。
- 段差のある箇所には、着色などを行い、リスクを見える化する。
- 作業終了後は、不用品をその場に放置せず片づける（一作業一片付け）。

(3) 重点業種に対する高齢者対策等の推進

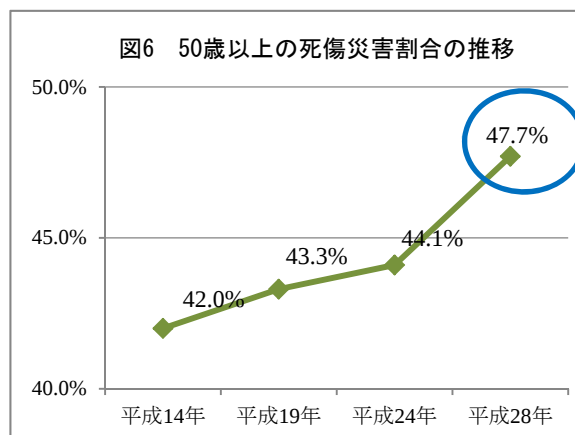
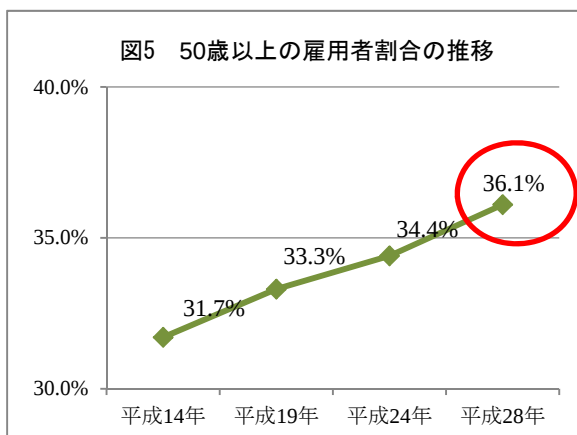
就業状況の変化や働き方の多様化が進む中で、高年齢労働者対策や非正規雇用労働者対策、外国人労働者に対する労働災害防止対策を進める必要性に迫られている。特に高齢者についてみると、平成28年の50歳以上の死傷災害件数は、平成24年比で3,479人増加となり、死傷災害全体に占める割合も3.6%増加し47.7%となっている。

50歳以上の死傷者数をさらに業種別に見ると、第12次労働災害防止計画で重点業種としていた陸上貨物運送事業で878人増、小売業で816人増、社会福祉施設で1,471人増、飲食店で324人増となっている（表2、図5、図6参照）。

高齢者の死傷災害を事故の型でみると、「転倒」「墜落・転落」「無理な動作等」が多く、この3つで全体の6割以上を占めている。これらの事故は、いずれも身体機能の低下に伴う労働災害であり、高齢者対策としては、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保など職場の残留リスクの低減と身体機能の低下による労働災害発生リスクに対する教育の推進等について取り組む必要があるといえる。

表2 業種別にみた50歳以上の雇用者の状況（平成28年度）（雇用者数:万人、死傷者数:人）

	全業種	製造業	建設業	陸運業	小売業	社福施設	飲食店
雇用者数	5,729	996	401	179	661	400	280
50歳以上の雇用者数 (割合)	2,070 (36.1%)	347 (34.8%)	168 (41.9%)	68 (38.0%)	224 (33.9%)	161 (40.3%)	78 (27.9%)
50歳以上の死傷者数 (割合)	56,208 (47.7%)	11,368 (43.0%)	6,538 (43.4%)	5,659 (40.5%)	7,368 (54.8%)	4,589 (55.4%)	1,675 (35.0%)
増減 (割合の増減) (H24⇒H28)	+3,479 (+3.6pt)	▲222 (+2.0pt)	▲684 (+1.1pt)	+878 (+5.9pt)	+816 (+4.8pt)	+1,471 (+7.3pt)	+324 (+4.1pt)



（厚生労働省「労働者死傷病報告」および総務省「労働力調査」を基にインターリスク総研作成）

4. 過労死等の防止等、労働者の健康確保について

(1) 現状における課題

第12次労働災害防止計画では、表3に掲げる具体目標を掲げ取り組んできたが、脳・心臓疾患および精神障害による労災補償の支給決定件数は、表4のとおり、平成24年度以降は約700人～800人／年で減少傾向がみられず、過労死等による労働災害対策に課題を残している。

表3 健康確保・職業性疾病対策

対 策	目 標
メンタルヘルス対策	対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上
過重労働対策	週60時間以上の雇用者割合を30%以上減少

（厚生労働省「第12次労働災害防止計画」を基にインターリスク総研作成）

表4 脳・心臓疾患および精神障害による労災補償の支給決定件数の推移

年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
脳・心臓疾患	支給決定件数	338	306	277	251	260
	うち死亡件数	123	133	121	96	107
精神障害	支給決定件数	475	436	497	472	498
	うち自殺件数	93	63	99	93	84
支給決定件数の合計		813	742	774	723	758
うち死亡・自殺件数の合計		216	196	220	189	191

（厚生労働省「過労死等の労災補償状況」を基にインターリスク総研作成）

(2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策

第13次労働災害防止計画では、過労死等を防止するため、労働者の健康確保の強化と職場におけるメンタルヘルス対策の推進を図る必要があるのではないかとこの観点から、それぞれの項目において次のような対策の検討を進めている。

① 労働者の健康確保の強化策

- ・企業における健康確保措置の推進
- ・産業医・産業保健機能の強化
- ・小規模事業場に対する支援
- ・時間外労働の上限規制による健康障害の防止等

② 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

- ・労働者が相談できる多様な相談先の提供・周知
- ・ストレスチェック制度の集団分析の活用推進
- ・パワーハラスメント対策の推進
- ・運動実践を通じた心身両面の健康づくりの推進等

5. おわりに

第13次労働災害防止計画については、9月14日の労働政策審議会（厚生労働省の諮問機関）の分科会で、上述の論点が公表されており、今回の議論を踏まえ、次回会合において計画案を打ち出すこととなる。

同計画では、業種間の労働者の移動による業種就業者数に増減があることを踏まえ、死傷災害の目標を千人率で設定する案が出されるなど新たな試みがみられている。また、第12次労働災害防止計画に続き、課題として残る重点業種（建設業、製造業、陸上貨物運送事業および第三次産業）に対する対策や、メンタルヘルス対策・過重労働対策も重点項目として挙げている。いずれも今後、企業の労働安全衛生に対する取組に対し影響を与えることとなることから、引き続き情報入手に努め、第13次労働災害防止計画の検討状況に関する動向を見守っていききたい。

以上

リスクマネジメント第一部 労災・安全文化グループ
マネジャー 笠間 徹也

参考文献

- 1) 厚生労働省「第12次労働災害防止計画のポイント」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei21/dl/12-gaiyou.pdf>（最終アクセス 2017 年 9 月 26 日）
- 2) 厚生労働省「平成 28 年度労働災害発生状況の分析等」
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11302000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu-Anzenka/0000165169.pdf>
（最終アクセス 2017 年 9 月 26 日）
- 3) 厚生労働省「第13次労働災害防止対策に向けた論点」
<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000...Sanjikanshitsu.../0000177394.pdf>（最終アクセス 2017 年 9 月 26 日）
- 4) 厚生労働省「脳・心臓疾患の労災補償状況」
http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11402000-Roudoukijunkyokuroudouhoshoubu-Hoshouka/28_noushin2.pdf（最終アクセス 2017 年 9 月 26 日）
- 5) 厚生労働省「精神障害の労災補償状況」
http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11402000-Roudoukijunkyokuroudouhoshoubu-Hoshouka/28_seishin.pdf
（最終アクセス 2017 年 9 月 26 日）
- 6) 総務省「労働力調査」
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/>（最終アクセス 2017 年 9 月 26 日）

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

災害や事故の防止を目的にしたサーベイや各種コンサルティングを実施しております。弊社コンサルティングに関するお問合せは下記の弊社連絡先、または、あいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

株式会社インターリスク総研 リスクマネジメント第一部 労災・安全文化グループ
千代田区神田淡路町 2-105 TEL:03-5296-8944/FAX:03-5296-8942

<労災・安全文化グループ>

①労働災害に関するリスクを網羅的に把握し、対策を講じたい

⇒労災リスク診断

貴社の事業所にお伺いし、労働安全衛生に関する活動状況や、労働災害の発生状況を確認したうえで、貴社の労働安全衛生に必要な対策を診断書として提供します。

②従業員のモチベーションや安全文化に関する状況を把握したい

⇒職場ストレス・モチベーション診断/安全文化診断

従業員の皆さまにWEBを通じたアンケートにご回答いただくことで、貴社従業員のモチベーション・ストレスや安全文化に関する状況を把握できます。

③社内での事故を減らしたい

⇒ヒューマンファクターサーベイ

職場での事故発生の原因を「従業員の注意不足」で済ませていませんか？従業員の注意不足が生じる根本要因を把握し、必要な対策を診断書として提供します。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright 株式会社インターリスク総研 2017